

消費者問題シンポジウム in 大阪 (H31.2.2)
高齢者の消費者被害の防止に向けて

被害防止のための連携と近時の法改正

弁護士 川本 真聖 (大阪)

第 1 被害防止のための連携

1 連携の必要性

(1) 連携の必要性

- －消費者行政部門の限界
人的限界，情報を一斉に発信しても高齢者には届きにくい。
- －高齢者部門の課題
権利擁護事業^{*1}，地域包括ケアシステム^{*2}の構築

(2) 連携の目的

- －検討における連携
 - ・地域環境を踏まえた施策の検討。
 - ・施策の幅が広がる。
- －行動における連携
 - ・幅広い活動の実施。
 - ・ともに行動することにより，問題への理解が深まる。

2 大阪府内における連携のための取組の例

(1) 大阪弁護士会「地域で防ごう消費者被害大阪交流会」【35ページ】

- －シンポジウム「地域で防ごう消費者被害 in 大阪」^{*3}(H29.3.25 開催，【36ページ】)でできた関係を維持・発展させるべく半年に 1 度開催。
- －参加者は，その時々で違うが，消費者センター（大阪府，大阪市，堺市，その他），大阪府治安対策課，大阪府警察本部，社会福祉協

*1 高齢者虐待防止法 27 条（財産上の不当取引による被害の防止等），介護保険法 115 条の 45（地域支援事業）。

*2 「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで，可能な限り住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう，地域の包括的な支援・サービス提供体制」（厚生労働省ウェブサイト）。

*3 日本弁護士連合会の実施する連続シンポジウム「地域で防ごう消費者被害 in ～」の一つとして実施。

議会，老人クラブ連合会（大阪府，大阪市，堺市），大阪府防犯協会連合会，大阪労働者福祉協議会，大阪退職者連合，大阪司法書士会，消費者団体等。

－これまでの開催状況

・第0回（H29.5.15）

～シンポジウム反省会として，シンポジウムの感想，各団体の今後の活動予定などについて意見情報交換を実施。

・第1回（H29.11.17）

～弁護士会から発出した「ナンバーディスプレイ料金一部無料化に関する要望書」^{*1}「振込制限実施に関する要望書」^{*2}を紹介。その他，出席者の意見情報交換を実施。

・第2回（H30.5.31）

～NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ「見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）のつくり方&運営マニュアル」^{*3}についての報告，交野市消費者センターから協議会の設置経緯や運営状況について報告を受けた。その他出席者の意見情報交換を実施。

・第3回（H30.12.25）

～迷惑電話防止装置メーカーから説明を受け，吹田市及び高槻市から貸出事業の状況について報告を受けた。その他出席者の意見情報交換を実施。

(2) 大阪府老人クラブ連合会の取組

－高齢消費者被害防止街頭キャンペーンの実施

～消費者センター，警察署，弁護士会等も参加。

・寝屋川市老人クラブ連合会（H29.10.12），守口市老人クラブ連合会（H29.11.18），門真市老人クラブ連合会（H30.6.18），茨木市老人クラブ連合会（H30.11.6），池田市友愛クラブ連合会（H30.12.6）。

－迷惑電話防止装置についてのアンケート【37～40ページ】

－被害予防シールの作成【41ページ】

*1 ナンバーディスプレイ料金一部無料化に関する要望書<https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2017/oba_spk-159.pdf>，発信番号表示サービス料金一部無料化に関する要望書<https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2017/oba_spk-158.pdf>

*2 <https://www.osakaben.or.jp/speak/view.php?id=157>

*3 <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/shouhi/documents/networktsukurikata.pdf>

(3) 大阪府警特殊詐欺対策審議会

- －特殊詐欺の被害防止に関する対策等を審議するため，平成 30 年 11 月中に 3 度開催。
- －答申（「特殊詐欺被害防止の検討について」^{*1}－ H30.12.5）
 - ・一般的な被害防止対策～大阪府，事業者，市民
 - ・アジト対策～建物賃貸・旅館営業（民泊）における注意義務，仲介業者の助言義務等
 - ・名簿屋対策～提供者への公的書類による本人確認義務等。
- －スケジュール
条例案についてのパブリックコメントが終了し，今後議会で審議される予定。【42～43ページ】

第 2 近時の法改正と今後の課題

1 特定商取引法（平成 28 年改正）

(1) 経緯

- H27.1 内閣総理大臣より消費者委員会に対する諮問
- H27.3 消費者委員会特定商取引法専門調査会始動
- H27.8 専門調査会による「中間整理」^{*2}公表
- H27.9 「中間整理」等についての意見募集を実施
- H27.12 「特定商取引法専門調査会報告書」とりまとめ^{*3}
- H28.1 内閣総理大臣に対する答申
- H28.6 改正法成立，公布
- H29.12 改正法施行

(2) 改正内容【44ページ】

- －行政規制の新設及び民事ルールの拡充
 - 指定権利制の見直し（法 2 条 4 項），電話勧誘販売への過量販売規制の導入（法 22 条，24 条の 2），定期購入契約に関する表示義務の追加と明確化（規則 8 条 7 号等），取消権の行使期間の伸長（法 9 条の 3 第 4 項等），美容医療契約の追加（施行令別表第 4，規則 31 条の 4 等）等。
- －法執行力の強化

*1 http://www.police.pref.osaka.jp/15topics/shingikai_toshin.html

*2 <https://www.cao.go.jp/consumer/history/03/kabusoshiki/tokusho/index.html>

*3 <https://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/tokusho/index.html>

業務禁止命令の新設^{*1}（法 8 条，8 条の 2），業務停止命令期間の伸長（法 8 条等），罰則の引上げ（法 70 条，74 条等）等。

(3) 附帯決議と今後の課題

－附帯決議【45～47ページ】

－今後の課題

不招請勧誘（訪問販売・電話勧誘販売）の事前拒否制度については，専門調査会で議論がなされたが意見の一致に至らなかった。同類型の取引は，高齢者（特に認知症高齢者）においては被害が多く検討を要する課題である。

2 消費者契約法

(1) 経緯

H26.8 内閣総理大臣より消費者委員会に対する諮問

「消費者契約法について・・・情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から，契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律の在り方を検討すること。」

H26.11 消費者委員会消費者契約法専門調査会始動

H27.8 消費者契約法専門調査会「中間とりまとめ」公表

H27.12 消費者契約法専門調査会「第 1 次報告書」とりまとめ

H28.1 消費者委員会，第 1 次答申

H28.1 平成 28 年改正法の成立（施行日は H29.6.3）

H28.9 消費者契約法専門調査会再開

H29.8 消費者契約法専門調査会「第 2 次報告書」とりまとめ

H29.8 消費者委員会，第 2 次答申【48～49ページ】

3 つの「喫緊の課題」を付言。

H30.6 平成 30 年改正法の成立（施行予定日は H31.6.15）

(2) 改正内容（平成 28 年改正）【50ページ】

- ・ 契約の取消しに関するもの＝過量契約についての取消（法 4 条 4 項），重要事項の範囲の拡大（法 4 条 5 項），取消権行使期間の伸長等（7 条）。
- ・ 契約条項の無効に関するもの＝解除権放棄条項の無効（法 8 条の

*1 大阪府では，平成 30 年 5 月に，スキューバダイビング講習を業とする事業者に業務停止命令を出し，これとともに同社の代表者及び従業員に対して，業務禁止命令を出した。〈<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/syobun/kaisho.html>〉

2), 一般条項への例示の追加 (10 条)。

(3) 改正内容 (平成 30 年改正) 【51~54ページ】

- ・ 契約の取消しに関するもの = 不安をあおる告知 (4 条 3 項 3 号), 加齢等による判断能力低下の不当な利用 (4 条 3 項 5 号), 靈感商法等 (4 条 3 項 6 号), 契約締結前の債務内容の実施等 (4 条 3 項 7 号 8 号), 不利益事実の不告知の要件緩和 (4 条 2 項)。
- ・ 契約条項の無効に関するもの = 事業者が自らの責任を自ら決める条項 (8 条 1 号等), 事業者に解除権の有無の決定権を与える条項 (8 条の 2 第 1 号等), 消費者が後見開始の審判を受けたことのみを理由とする解除条項 (8 条の 3)。
- ・ 事業者の努力義務の明確化 = 条項作成にあたっての義務 (3 条 1 項 1 号), 情報提供にあたっての義務 (3 条 1 項 2 号)。

(4) 附帯決議

— 附帯決議 【55~59ページ】

- ・ 「社会生活上の経験が乏しいことから」 (4 条 3 項 3 号, 4 号) という要件により, 高齢者が排除されないようにしなければならない。
- ・ 法 9 条 1 号についての消費者の立証責任の負担軽減。
- ・ 「つけ込み型勧誘」についての取消権創設の検討。

(5) つけ込み型勧誘について 【52~54ページ】

- ・ 一定の類型については, 取消権が設けられた。
- ・ しかし, 高齢者が安心して生活を送るために, 十分な条項といえるか。

以上